

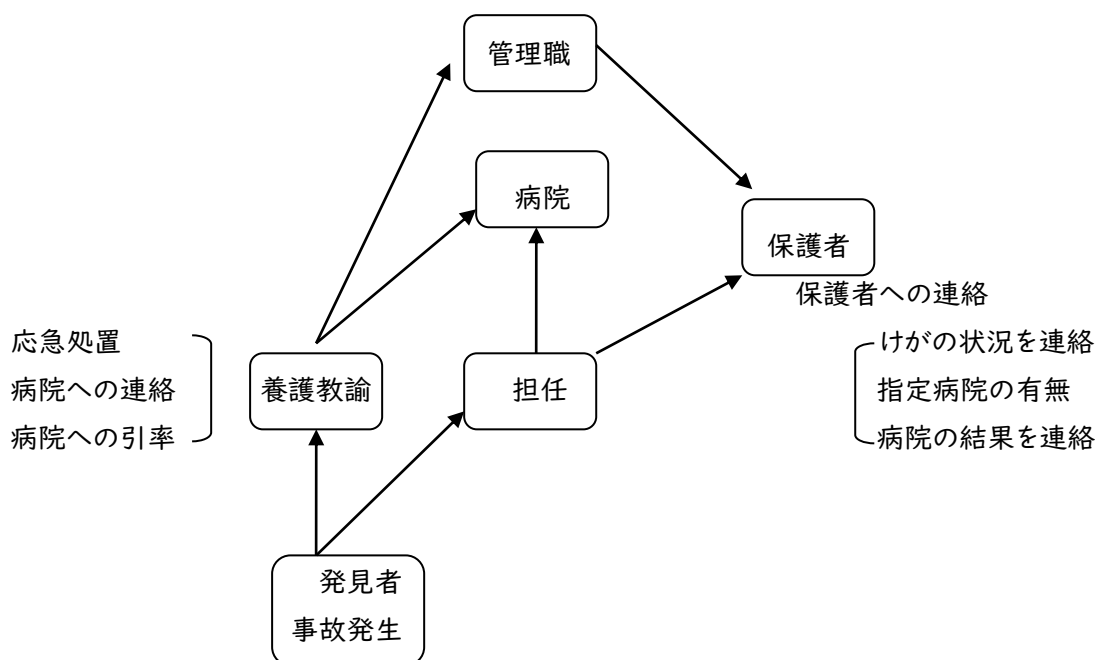
IV: 学校危機管理マニュアル

IV-1: 救急処置・救急体制

① 適切な救急処置・救急体制

・様態・処置の時間的経過の記録

(いつ・どこで・だれが・だれと・どのようにして・どうなったか)



事故が大きい場合の注意

- 本人を動かさない (毛布などで保温)
- 家庭連絡 傷の状態と病院名
- 一般状態の観察 傷の箇所、状態の確認
顔色、口唇の色 (チアノーゼの有無)
意識の有無、体温、脈拍、呼吸の状態、血圧など
- 救急車で運ぶ
- 必ず時間を見て、時間の経過を記録しておく。
- 市教委児童生徒支援課へ管理職が報告する。
- ※ 特に警察へ届けなければならないと思われる事故・救急搬送を行った事故
- 現場保存 例 理科実験中
- 現物保存 例 頭部打撲による嘔吐物
(どうしてもさわらなければいけない時は、現物を保管しておく。)

② 病院へ電話連絡 学校名と事故の概要を説明し、診察の可否を確かめる。

＜本校でよく使用している病院＞

吉田外科 石川整形外科

Ⅳ-2:枚方市立蹉跎小学校防災計画

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、枚方市立蹉跎小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び児童・教職員の人命の安全並びに被害の防止を図ることを目的とする。

第 2 節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、本校児童・教職員に適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第 3 条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用器具等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の典型整備の実施及び監督
- (5) 収容児童、教職員の管理
- (6) 管理権原者に対する助言、報告及びその他防火管理上必要な業務。

(消防機関への報告、連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 消防用設備等の点検結果の報告
- (3) 消防用設備の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他、法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第 2 章 予防管理対策

第 1 節 予防管理組織

(予防管理組織)

第 5 条 予防管理組織は、火災予防のための組織とする。

(火災予防のための組織)

第 6 条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に、各階に防火担当責任者を、各教室に火元責任者を置くものとし、下記のとおり定める。

棟	階	防火責任者	火元責任者
北館	1 階	末 永	1-1・1-2 (各担任) 配膳室(末永)
	2 階	上 田	3-1・3-2・ひまわり4 (各担任)
	3 階	木 山	5-1・5-2・6-1・6-2 (各担任)
南館	1 階	織 田	ひまわり1・2 (各担任)
	2 階	中 村	2-1・2-2・ひまわり3 (各担任)・支援室(羽田野)
	3 階	岡 田	4-1・4-2・ひまわり5 (各担任)・通級(富澤)
管理棟	1 階		校長室(校長) 職員室・更衣室・会議室(教頭) 保健室(福島) 校務員室(森川) 管理人室(教頭)
	2 階		学校図書館(森笹) 理科室(池上) 家庭科室・音楽室(金)
	3 階		図工室(教頭) 教材室(教頭) 更衣室(金) PTA会議室(教頭)
体育館		教 頭	
クラブハウス		教 頭	

第 3 章 自衛消防活動対策

第 1 節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第 7 条 枚方市立蹉跎小学校の自衛消防組織として、校長を自衛消防隊長とした自衛消防隊を設置し、その編成は下記のとおりとする。

【自衛消防隊組織編成表】

総指揮 防火管理者 校長 —— 教頭 ——	避難誘導班	(安全部) 各学級担任
	消火班	男性職員
	重要物品 搬出班	教頭、担外、主事
	救護班	養護教諭、保健指導担当者
	連絡班	教頭、主事、校務員

(通報連絡及び避難場所)

第 8 条① 火災発見と同時に、消防機関へ『所在地、名商及び目標物、火災の状況等』を通報するとともに、校長、各担任、市教委に急報する。

急報は、非常ベルを鳴らした後に、早々設備を活用して全員に周知し、避難経路により避難する。但し、火災発生場所により適宜変更する。

② 避難後の終結は運動場とし、人員点呼確認の上、防火管理者に報告する。

第4章 震災・風水害対策

第1節 震災・風水害予防措置

(地震時の活動) ⇒ 詳細は別紙「大規模地震発生時の対応」のとおり

第14条 震災時の活動は、第3章による。

(避難)

第15条 震災時の避難は、次によるものとする。

(1) 教員の行動

- ①「地震。机の下に入れ」と指示する。
- ②冬季はストーブの火を消し、元栓を閉める。
- ③窓や戸を開き、脱出口を確保する。
- ④状況により、校外避難の指示をする。
- ⑤人員点呼をして、児童の安全を確保する。
- ⑥本部からの指示を待つ。

(2) 児童の行動

- ①机の下に入ったり、案手下堅固なものの下に身を寄せたりする。
- ②窓際の児童は、ガラスの破片に注意する。
- ③避難する時は、敏速に行動する。(押さない。走らない。しゃべらない)
- ④天井や壁などの落下物に注意する。
- ⑤電線の切断部に触れないこと。

第5章 防災教育及び訓練等

第1節 防災教育及び訓練

第16条 防火管理者は、次により防火教育及び訓練を行うものとする。

区 分	実 施 日	内 容
教職員を対象とするもの	5月25日	不審者対応訓練
児童と教職員を対象とするもの	4月25日（火災避難訓練）5月17日（地震・非常変災時引渡し訓練）、11月1日（不審者対応）の対応と避難時の心得、安全指導等についての知識と実際の訓練	

第17条 防火教育の内容

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項

- (3) 防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 児童に対する人命安全に関する事項
- (5) 棚、ロッカー等の転倒防止措置の徹底

第 18 条 防火管理者は必要に応じ、各訓練を行うものとする。

(訓練の実施報告)

第 19 条 防火管理者は、自衛消防訓練等を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」により、消防署長宛てに通知すること。

第 20 条 防火管理者は、消防法第 17 条に基づき、点検報告と消防設備の維持管理を行うこと。

◎防火管理業務の委託状況

委託者の名称 所在地	名称 枚方市立蹠蹠小学校 所在地 枚方市北中振 2-11-21
	対象物の担当事務所 枚方市立蹠蹠小学校
委託方法	委託者の行う防火管理業務の範囲
☐ 常駐方式 ☐ 巡回方式 ☐ 遠隔移報方式	☐ 火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 避難または防火条必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初期措置（初期消火、通報連絡、避難誘導） ☐ 火災以上の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 周囲の可燃物の管理 その他
	委託者の行う防火管理業務の方法
	①常駐場所（枚方市立蹠蹠小学校） ②常駐人員（ 1 名 ） ③巡回回数（ 3 回 ） ④巡回人員（ 1 名 ） ⑤委託する防火対象物の区域 （学校管理施設全域） ⑥現場確認用員の待機場所 （ 代行員室 ） ⑦委託する時間帯 （午後 4 時 30 分～午前 8 時 30 分）

じしん はっせい ばあい 《地震が発生した場合は》

がっこう じしん はっせい 学校にいるときに地震が発生したら

じしん お ばあい しゅうだん こうどう きほん かって いえ かえ
地震が起きた場合には、集団で行動することが基本です。勝手に家に帰ったりしてはいけません。先生の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。



きょうしつ 【教室にいるとき】

おお じしん ゆ なが ぶん
大きな地震でも、すごく揺れるのは長くても1分くらいです。

いそ きょうしつ と だ つくえ した うえ なに お だいじょうぶ あたま
急いで教室から飛び出したりせず、机の下にもぐって、上から何か落ちてきても大丈夫のように頭を守りましょう。

ろうか 【廊下にいるとき】

まど はな たいき
ガラス窓から離れて、しゃがんで待機しましょう。



かいだん 【階段にいるとき】

かいだん お のぼ きげん ば たいき
あわてて階段を降りたり昇ったりするのは危険なので、その場にしゃがんで待機しましょう。

じしん ゆ おさ せんせい し じ ひなん
⇒地震の揺れが収まってから、先生の指示で避難しましょう。



どうげこう じしん はっせい 登下校のときに地震が発生したら

なに つかまらな いと 歩けないような揺れがあり、ブロック塀が倒れるよう
おお じしん お ばあい ちか あんぜん ばしょ たいき くだ せんせい ほごしゃ つうがくろ み
な大きな地震が起きた場合は、近くの安全な場所で待機をして下さい。先生や保護者が通学路を見て回りますので、先生や保護者の指示に従って避難しましょう。

どうこうとちゅう じしん はっせい 【登校途中に地震が発生したとき】

まず、かばんで頭を守ります。それから周りに建物、電柱、ブロック塀があれば、安全なところまで離れましょう。橋や歩道橋の上にいるときは、落ち着いてそこから離れましょう。

はんちょう し じ したが あんぜん ばしょ たいき
(班長の指示に従って、安全な場所で待機する)

せんせい ほごしゃ むか ま ひなん
⇒先生や保護者の迎えを待ち、避難しましょう。



げこうとちゅう じしん はっせい 【下校途中に地震が発生したとき】

がっこう かえ とちゅう じしん お どうこう じ おな たてもの でんちゅう
学校から帰っている途中に地震が起こったら、登校時と同じで、まず建物や電柱に注意して近くの安全な場所に避難してください。(安全な場所で待機する)

せんせい ほごしゃ むか ま ひなん
⇒先生や保護者の迎えを待ち、避難しましょう。



Ⅳ-4:侵入者等対応マニュアル

緊急事態の発生に備えた安全対策

1. 日常の安全管理の徹底

- ① 児童への安全教育(防犯教室等)をする。
- ② 学校施設の安全点検と機器の点検(非常ベル等)をする。(毎月1回)
- ③ 教職員による校内巡視体制の確立をはかる。
- ④ 教職員に対する安全管理の指導・研修・訓練を実施する。
- ⑤ 関係者(PTA等)との連携による巡視活動を実施する。
- ⑥ 校内連絡体制の定期確認をする。(年度当初に周知徹底を図る)

2. 校内体制の確立

- ① 教職員の非常時の具体的な役割分担(よく見える所に掲示)を確立する。
- ② 関係諸機関や通報先を職員室等分かり易い所に明示しておく。
- ③ 非常時の避難経路や避難場所を年度当初に確認しておく。
- ④ 非常時の連絡として、校内放送で教職員だけがわかる暗号を作り周知徹底を図る。
(例「〇〇で漏電が起きています。」と放送をすると、非常時の意味となる)

3. 校門の管理および学校への来訪者への対応

- ① 立て看板やポスター・貼り紙等で「無断立ち入り禁止」や「用事のある方は職員室へ」等の注意を校門等に明示しておく。
- ② 登下校時以外は、校門は閉めておく。
- ③ 来訪者のための入り口や受付の明示をする。
- ④ 来訪者には、必ず用件を聞く。(声かけの励行)
- ⑤ 学校開放の時には、来訪者に名札の着用をお願いする。

不審者侵入があった場合の対応

1. 発見者は的確に判断し、他の職員への連絡をする。	[防犯ブザー、非常ベル、ホイッスル等]
2. 非常時の役割分担をもとに、学校全体で対応する。	
3. 関係諸機関への通報をする。	① 警察、消防(救急車の要請)、教育委員会への連絡 ② 近隣学校への連絡 ③ PTA役員、地域の役員、保護者への連絡
4. 児童の安全確保と避難。	① 安全確保を最優先にし、状況を見ながら誘導する。 ② 場合によっては教室、校内で待機させる。

＊いずれのケースにおいても、複数で対応し、児童へ近づけないように努める。

・児童への対応責任者(担任)

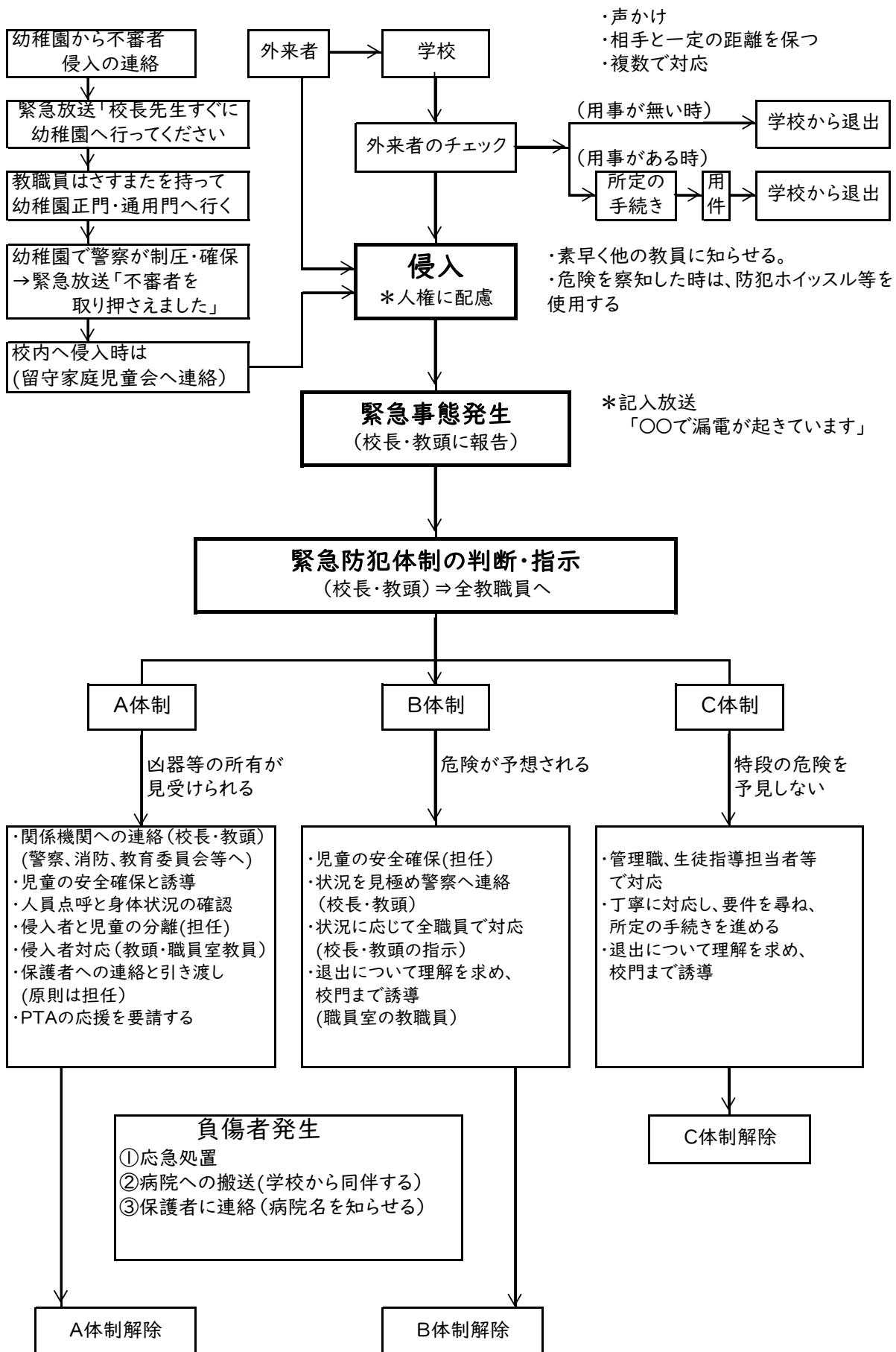
(本部長)校長 — (副本部長)教頭 —

- ・保護者への対応責任者(教頭)
- ・教育委員会への対応責任者(校長)
- ・警察・消防署等の関係機関の対応責任者(校長)
- ・報道関係への対応責任者(校長)

－留意事項－

- ① 非常事態時、マスコミ対応窓口の一本化と正確な事実経過の記録を行う。
- ② 非常事態時、すべての児童への心のケア等、事後指導を万全にする。
- ③ 不審者かどうかの判断は、人権面での配慮を怠りなく行う。
- ④ 参観日や運動会など多数の来訪者を前提とした行事の場合、積極的にPTAや地域へ協力要請をし、児童の安全確保を行う。

侵入者等対応マニュアル



IV-5: 児童虐待防止マニュアル

1、児童虐待の定義

- ・身体的虐待 殴る・蹴る・熱湯をかけるなど、子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・性的虐待 子どもへの性交、性器や性交を見せるなど、子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせること。
- ・ネグレクト 乳幼児をおいたまま、度々外出する、病気になっても病院に連れて行かないなど、保護者としての看護を著しく怠ること。
- ・心理的虐待 子どもを無視する、子どもの心を傷つける言動、他の兄弟と著しく差別的な扱いをするなど、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を発すること。

2、児童虐待の早期発見

(1) 日常の観察

- ・子どもの言動、行動を観察する。
- ・子どもの発育状態が正常かどうか。
- ・家庭環境を知る。

(2) 校内体制の確立

- ・主担当者（羽田野 勝治）
- ・虐待対応委員会（校長・教頭・生徒指導部・人権教育主担者・養護教諭・教務主任）

3、児童虐待を発見した時（通告の義務）

